

令和2年度第2回鳥取県建設工事等入札・契約審議会概要

日時：令和2年10月9日（金）午後1時30分から午後5時40分まで

場所：鳥取県庁議会棟3階 特別会議室

出席委員：足立委員、池谷委員、谷口委員、徳田委員、堀委員、柳原委員

1 入札・契約手続の運用状況について

各委員から選定された案件について、担当課が説明を行った。

(1) 林道根安春米線（根安工区）開設工事 <東部農林事務所>

【選定理由】

落札率が高止まりしているが、応札者数等に問題はないか。

【説明】

当工事においては、入札参加条件を満たす3者から応札があり、応札額が予定価格以下である2者のうち、評価点数の最も高い者を落札者とした。

当工事は春期の発注であり、多数の応札があるものと考えていたが、工事箇所が国道から8.5km離れた奥地であり、進入路となる林道も全幅4mと狭隘で未舗装区間もあるなどの地理的制約により応札額は高くなり、また応札者数が少なかったため、落札率が高止まりしたものと推察する。

(2) 加地発電所水車発電機細密分解点検工事 <企業局>

【選定理由】

落札率が高止まりしているが、応札者数等に問題はないか。

【説明】

当工事は、12年に1回、水車発電機を分解し、内部の点検や部品交換を行った後に組み立て、試験調整を行う工事であり、その特殊性により県内業者では実績がなく、県外業者であっても多数の応札者は期待できないが、制限付一般競争入札を行い契約したものである。

入札は、同種工事实績を要件とし、予定価格は事後公表としたが、結果として1者だけの応札となり、初回は予定価格を上回り、再度入札にて落札したため、高い落札率となったものである。

なお、水力発電の特殊性、近年は各社とも専門技術者の確保に苦慮している状況を踏まえると、今後も同種工事での応札者数の大幅な増加は期待できないものと考えている。

(委員) 1回目不落札となり、2回目の入札が行われる場合、予定価格は公表されるのか。

(県) 応札者には、不調理由を通知している。「予定価格超過」である旨通知を行い、再度応札していただく仕組みになっている。

(3) 街路立川飯山線（卯垣工区）改良工事（交付金）、

(4) 県営住宅東浜団地3棟外非常用照明LED化工事 <鳥取県土整備事務所>

【選定理由】

同種の工事の中で落札率が比較的低めなため、適切な履行の確保や従事者の労働条件などを確認したい。

【説明】

街路立川甕山線（卯垣工区）改良工事は、工事中も何度も立会して施工管理上問題ないことを確認し、適切な履行が確保されていると考えている。

従業員の労働条件については、休暇取得確保の取り組みとして、週休2日制での施工を実施されていること、熱中症対策として現場休憩所の快適化（移動式テントの設置等）などに取り組みられていることから、適切な労働条件が確保されていると推察する。

県営住宅の共用部の非常照明のLED化工事は、品質の要求性能も現地試験において確認し、適切に履行されていることを確認している。

発注条件として法定労働時間週40時間の遵守、施工日時は土日祝日を除く8:30から17:15と定め、工事の実施にあたっては、この条件が適切に履行がなされたこと確認しているため、適切な労働条件が確保されていると考える。

（委員）LED化工事について、予定価格と落札価格に差が生じているのは、どのような理由が考えられるか。

（県）直接工事費の部分が15%程度低いが、材料等の納入条件等により変わる。共通仮設費部分は設計金額よりも高い金額を計上されているため、十分な現場での手当がされていると考えている。

その他の経費については、設計金額よりも低く見積られているが、企業努力により計上されてものと考えている。

**（5）国道313号（北条倉吉道路延伸）改良工事「本線橋梁詳細設計業務委託」（補助改良）他
＜県土総務課＞**

【選定理由】

業務委託の多くが落札率90～100%近いものの、次の6業務については、80%を下回っている。その相違内容は何か。

- ・国道313号（北条倉吉道路延伸）改良工事「本線橋梁詳細設計業務委託」（補助改良）
- ・鳥取県国土強靱化地域計画改定検討業務及び鳥取県インフラ長寿命化計画（行動計画）修正検討業務委託
- ・気高海岸外海岸長寿命化計画策定業務委託
- ・水貫川河川改修工事「事業再評価資料作成業務委託」
- ・県道西伯根雨線（間地トンネル）防災設備修繕工事「詳細設計業務委託」（交付金補修）
- ・大路川広域河川改修工事「西大路排水機場詳細設計業務委託」

【説明】

選定された6業務は、難易度が特に高いため、県外業者も対象として入札参加者の条件として同種業務実績を求めて入札を行った業務である。

業務委託の多くを占める県内業者向けの入札では、成果品重点確認価格を下回らない金額での応札が一般的であり、落札率は高くなっているが、これは、成果品重点確認価格を下回る金額で受注した場合、通常よりも上位資格の技術者の配置が求められることが原因と考えられる。

一方、県外業者は保有する技術職員数も多く、上位資格の技術者の配置についても対応可能であることから、県外業者も対象とした入札の場合は、成果品重点確認価格を下回り、調査基準価格に近い応札額となる傾向も見られ、落札率が低くなっている。

(6) (株) オリエンタルコンサルタンツが入札した業務について <県土総務課>

【選定理由】

上記(5)で選定された6業務のうち、「鳥取県国土強靱化地域計画改定検討業務及び鳥取県インフラ長寿命化計画(行動計画)修正検討業務委託」及び「大路川広域河川改修工事「西大路排水機場詳細設計業務委託」」は(株)オリエンタルコンサルタンツが落札しているが、他の業務にも入札参加はあったのか。あった場合、その札は何%か。

【説明】

(株) オリエンタルコンサルタンツが入札した業務及び落札率は次のとおり。

業務名	予定価格 (調査基準価格)	入札金額	応札率	備考
鳥取県国土強靱化地域計画改定検討業務及び鳥取県インフラ長寿命化計画(行動計画)修正検討業務委託	10,390,600 (8,250,000)	8,250,000	79.4%	2者応札(※抽選)落札
大路川広域河川改修工事「西大路排水機場詳細設計業務委託」	37,781,700 (30,030,000)	30,030,000	79.5%	3者応札落札
水貫川河川改修工事「事業再評価資料作成業務委託」	9,977,000 (7,931,000)	7,931,000	79.5%	6者応札(※抽選)落札者:(株)日水コン落札額:7,931,000

(7) 鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地周辺地下水等調査検討業務委託(その2)、

(8) 鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地周辺地質調査及び水位観測業務委託

<淀江産業廃棄物処理施設計画審査室>

【選定理由】

産業廃棄物処理計画が策定されたが、上記2業務について、内容を確認させていただきたい。

【説明】

調査は、今年の1月から開始しており、「鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地周辺地下水等調査検討業務委託(その2)」は予備調査の一部。調査地点の選定、調査計画の最終立案等を行う。先行して行った調査業務と非常に関連の高い業務であるため、先行業務の受注者と随意契約を行った。

次に現場での調査として、パイロット調査として3本の地質ボーリング、透水試験、を実施することになるが、「鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地周辺地質調査及び水位観測業務委託」がこれに該当する。制限付一般競争入札を実施し、3者応札され、予備調査とは異なる業者が落札している。

現在、パイロット調査結果を基に、本調査として、調査範囲全体で地質ボーリング、透水試験、水質調査、地下水位・河川流量観測を実施しており、シミュレーション解析のための基礎データの収集を行う。

2 建設工事に係る工事成績に対する不服申し立てについて

国道431号(弓ヶ浜工区)自転車道設置工事(安全施設3工区)(防災安全交付金)

国道431号(弓ヶ浜工区)自転車道設置工事(安全施設3工区)(防災安全交付金)に係る工事成績に対して、船越建設株式会社から不服申し立てがあり、審議会の意見を聴いた。

工事検査課が工事の概要を説明し、次いで不服内容に対する回答を説明した後、船越建設株式会社から意見を聴取した。さらに質疑応答のうえ審議会の意見をまとめた。(後日、事務局が審議会の意見を工事検査課に報告した。)

不服内容に対する工事検査課の対応措置及び審議会の意見は、以下のとおりである。

(1) 工事概要

年 度	令和元年度
工 事 名	国道431号(弓ヶ浜工区)自転車道設置工事(安全施設3工区)(防災安全交付金)
工 事 場 所	米子市富益町～夜見町
受 注 者	船越建設株式会社 代表取締役 船越 秀志
工 期	令和元年10月10日～令和2年3月25日
請負金額(最終)	18,235,800円
完 成 年 月 日	令和2年3月16日
工 事 監 督	西部総合事務所 米子県土整備局 道路都市課
工 事 成 績	81点

(2) 不服内容等

○不服1

不服内容	■出来形について 出来形について、「不可視部分の出来形が、写真で確認できる。」が該当なしとなっているが、支柱根入れ部分の寸法等写真管理し、施工を行っているため削除せず評価すべきである。
不服に対する工事検査課の回答	■棄却 土木工事施工管理基準では、今回の土中建て込み式の防護柵には、不可視部分の出来形管理項目が無いことから、該当なしとして項目を削除することが適当。
審議会の意見	■棄却が適当である 【理由】 現行の基準上やむなしと考える。

○不服2

不服内容	<p>■品質について</p> <p>品質について、区画線の消去跡を品質で評価しているが品質に影響はなく、消去跡を評価するのであれば出来ばえの項目で評価すべきである。</p>
不服に対する工事 検査課の回答	<p>■修正</p> <p>現地で消去跡を確認したところ、塗料の除去以上に舗装面に影響を与えていると判断できるが、区画線工自体の品質に影響を及ぼす内容では無いため、出来ばえの外観等で評価することが適当とし、品質評価を修正する。</p>
審議会の意見及び理由	<p>■修正が適当である</p>

○不服3

不服内容	<p>■工事特性について</p> <p>工事特性について、施工中は大半にわたって規制標識等の設置撤去を日々行い、交通開放を行っているため、「現道上での交通規制に大きく影響する工事」として評価すべきである。</p>
不服に対する工事 検査課の回答	<p>■棄却</p> <p>工事完成時に提出された「工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況」の説明資料により判断すると、国道431号の日交通量は1万台を超えるものの、規制は片側2車線のうち1車線の車線減少であり、片側交互通行規制に該当しないことから評価していない。</p>
審議会の意見	<p>■棄却が適当である</p> <p>【理由】</p> <p>「現道上での交通規制に大きく影響する工事」についての基準が例示されており、当該評価に該当しない。</p>

○不服4

不服内容	<p>■通知、回答等の遅延について</p> <p>完成工事成績通知及び工事成績説明請求書の回答に時間がかかりすぎである。</p>
不服に対する工事 検査課の回答	<p>■措置対象外</p> <p>意見の内容は、当該成績に関する具体的な不服内容ではないため、対応措置の対象としない。</p> <p>ただし、完成工事成績通知及び工事成績説明請求書回答に時間がかかったことは事実であり、その理由と対応策を説明する。</p>
審議会の意見	<p>■措置対象外</p> <p>【理由】</p> <p>当該成績に関する具体的な不服内容ではない。</p>

○不服5

<p>不服内容</p>	<p>■他工事の工事評定と不公平 ほぼ同様の内容の他工事の工事評定を見ると出来形及び出来映ばえに不公平がある。</p>
<p>不服に対する工事 検査課の回答</p>	<p>■措置対象外 意見の内容に当該成績に関する具体的な不服内容との関連が記載されていないため、対応措置の対象としない。 しかし、他工事の評定と一部違いが認められるのは事実であり、その内容を説明する。 なお、他工事の評定と比較し、一部違いが認められたが、不服申立の措置の過程で、他工区と評価を比較した結果、各々の評価判定基準に相違があっても、既に決定している他社の評定点を修正（減点）することは、他社の不利益になるため、原則、行わない。</p>
<p>審議会の意見及び 理由</p>	<p>■措置対象外 【理由】 当該成績に関する具体的な不服内容との関連が記載されていない。</p>